

表 1 - 1 環境基本計画進行管理表

数 値 目 標 項 目	単 位	目 標 数 値		現 状 値 ① (1996年度)	2001年度	
		2010年度	2001年度②		事業量・状況③	2001年度達成率 (②-①/②-①)
1 化石燃料エネルギー消費量	kℓ/人・年	1997年度レベル	1997年度レベル	4.44	4.23 (1998年度)	A (100%)
2 ごみ固形燃料化施設導入市町村割合	%	40	22	0	13.0	B2 (59.1%)
3 県施設における太陽光発電施設発電能力	kW	1,500	485	0.2	272	B2 (56.1%)
4 上水使用量増加率	%	0.36	0.54	0.72	-0.26 (2000年度)	A (544%)
5 工業用水回収水使用率	%	90	87	85.4	85.6	C (12.5%)
6 ごみ排出量	g/人・日	1,100	1,160	1,195	1,200 (2001年度推計)	C (14.3%)
7 産業廃棄物年間最終処分量	千 t	1,179	780	1,179	345 (2000年度)	A (209%)
8 ごみ資源化率	%	30	13	6.6	14 (2001年度推計)	A (116%)
9 産業廃棄物資源化率	%	40	40	30	41 (2000年度)	A (110%)
10 し尿海洋投入量	kℓ/年	全廃	90,000	226,726	180,000 (2001年度推計)	C (34.2%)
11 美化推進モデル地域指定数	ヶ所	69	59	0	35	D (根拠条例廃止)
12 大気汚染に係る環境基準	(%)	達成維持	おおむね達成維持 (77~100)	おおむね達成維持	おおむね達成維持	A
二酸化硫黄	%			100	100	
二酸化窒素	%			100	96	
酸化炭素	%			100	100	
浮遊粒子状物質	%			77	79	
光化学オキダント	%			87~98	83~97	
13 大気の汚染に係る県環境保全目標	(%)	達成維持	おおむね達成維持 (77~100)	部未達成	部未達成	B 1
二酸化硫黄	%			100	100	
二酸化窒素	%			77	75	
14 低公害車導入台数	台	10,000	2,000	372	10000台以上	A
15 二酸化炭素排出量 (定性)	(C t/年)	1990年レベル	できる限り削減	3.41	(3.85) (1999年度見込)	③
16 フロン回収の実施率	%	100	100	3	100	A (100%)
17 騒音に係る環境基準	(%)	達成維持	(60)	(42)	(65.3)	A (100%)
18 振動に係る閾値 (地表値55dB以下)	(%)	達成維持	達成維持	(99)	(100)	A (100%)
19 悪臭に係る臭気強度 (臭気強度2以下)	(%)	達成維持	達成維持	(2.5)	臭気2以下の 工場・事業場等75%	B 2
20 水質汚濁にかかる環境基準	(%)	達成維持	おおむね達成維持 (23~100)	河川おおむね達成、 海域一部未達成	河川おおむね達成、 海域一部未達成	B 2
(河川)					12~100	
健康項目	%			100	100	
pH	%			96	100	
BOD	%			65	72	
SS	%			96	97	
DO	%			94	95	
大腸菌群数	%			23	12	
(海域)					69~100	
健康項目	%			100	100	
pH	%			70	85	
COD	%			65	69	
DO	%			85	69	
大腸菌群数	%			92	100	
油分等	%			100	100	
21 地下水の水質の汚濁に係る環境基準	%	達成維持	達成維持		100	A
22 生活排水処理率	%	70	50	30	57.2	A (136%)

数 値 目 標 項 目	単 位	目 標 数 値		現 状 値 ① (1996年度)	2001年度	
		2010年度	2001年度②		事 業 量 ・ 状 況 ③	2001年度達成率 (②-①/②-①)
23 化学肥料・農薬投入量						
化学肥料	t/年	5,680	6,020	7,624	5,990t	A (102%) (188%)
農薬投入量	t/年	3,200	3,810	4,447	3,250t	
24 土壌汚染に係る環境基準	(%)	達成維持	おおむね達成維持	(96)	基準を達成維持	A
25 地盤沈下量	㎥	0	0	0	6	C
26 自然環境保全地域指定箇所数	ヶ所	11	6	4	4	C (0%)
27 県立自然公園の特別地域指定箇所数	ヶ所	5	4	1	1	C (0%)
28 原生的自然地域等公有地化面積	ha	250	177	147		D (保全の手法変更)
29 自然海岸等の延長距離	km	754	754	759	754	A (100%)
30 多自然型護岸延長	河川	45	35	15	35	A (100%) (131%)
	km	50	20	7	24	
31 レッドデータブック記載種数		1994年度レベル	1994年度レベル		1994年度レベル	A
植物	種	322	322	322	1994年度レベル	
動物	種	136	136	136	1994年度レベル	
32 野生生物保護地区等箇所数	ヶ所	111	102	90	101	B1 (91.7%)
33 ビオトープ整備箇所数	ヶ所	30	9	0	9	A (100%)
34 自然遊歩道延長	km	500	400	212	585	A (198%)
35 自然観察公園等箇所数	ヶ所	9	3	0	3	A (100%)
36 県民の森箇所数	ヶ所	4	1	1	2	A (200%)
37 都市公園面積	㎡	14	8	6.47	7.71	B1 (81%)
38 道路緑化率	%	40	8	6	5	C (50%)
39 緑の基本計画策定市町村数	市町村	47	10	0	7	B2 (70%)
40 県施設緑化率	%	20	20	15.5	該当無	D
41 親水公園等整備箇所数	ヶ所	64	43	40	77	A (1233%)
42 景観条例・景観形成基本計画策定市町村数	市町村	20	10	3	9	B2 (86%)
43 歴史的なまちなみ保全地区指定箇所数	ヶ所	7	2	1	1	C (0%)
44 環境教育パイロット校指定数	校	200	100	28	61	D (事業廃止)
45 こどもエコクラブ数・会員数						A (100%)
クラブ数	団体	3,000	1,100	26	886	
会員数	人	50,000	17,000	390	18,258	
46 環境カレッジ講座数	講座	260	120	35	361	A (384%)
47 海外研修員等受入数	人	3,000	1,500	496	1,290	B2 (79.1%)
48 技術講師・専門家等の海外派遣数	人	1,000	500	140	339	B2 (55.3%)

※達成率の考え方：項目ごとの進捗状況により、新しい総合計画「三重のくまのくま宣言」の数値目標の進捗基準に準じて区分。

進捗区分の基準

数値目標

- A：進捗率が100%以上のもの
- B1：進捗率が80%以上100%未満のもの
- B2：進捗率が50%以上100%未満のもの
- C：進捗率が50%未満のもの
- D：その他

定性的目標

- ①：ほぼ所期の目標を達成した項目（数値目標のA、B1に相当）
- ②：ある程度所期の目標を達成した項目（数値目標のB2に相当）
- ③：着手した程度で、ほとんど目標の達成ができない項目（数値目標のC、Dに相当）

資料②

平成13年度ISO14001環境目標の達成状況等について

平成13年度の本庁と全県民局のISO14001の取り組みの結果、平成10年度と比較して

①地球温暖化の主要原因物質であるCO₂の削減は、炭素にして737トンと推計されます。

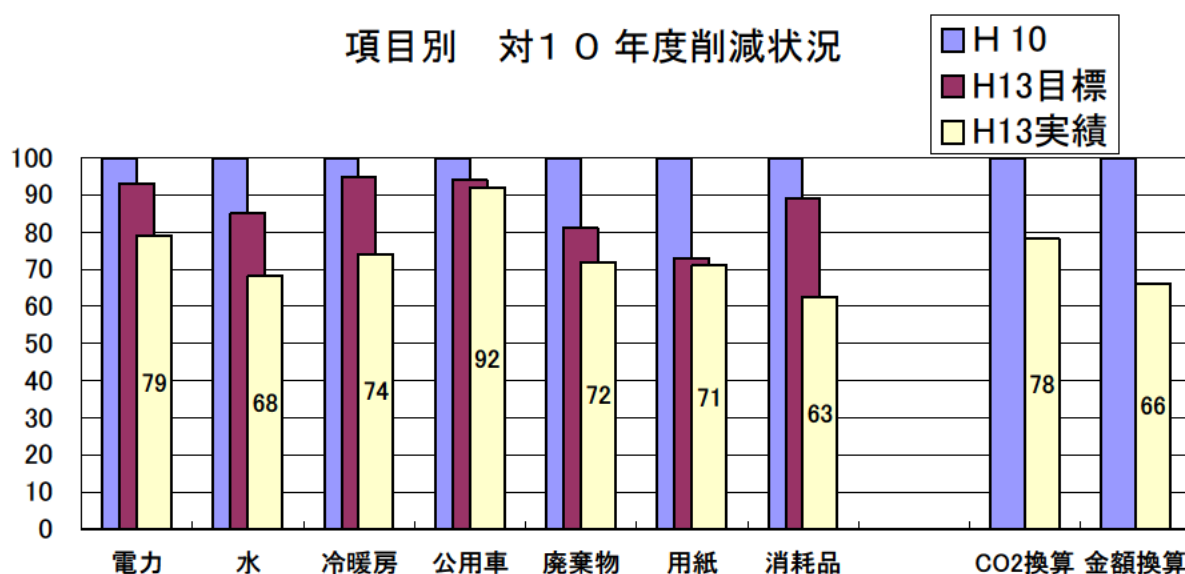
②経費節減効果は約7億6千万円でした。

各項目毎の削減量等は表1のとおりです。

表1 三重県庁全体（本庁＋全県民局）での環境負荷低減実績

項目	10年度実績	13年度目標 ※1	13年度実績	削減量	節減額(千円)※3	CO ₂ 低減量 (トンC) ※4
電力使用量(kWh) (新規増設分を除く) 削減率	13,511,771	12,579,459 △ 6.9%	10,697,271 △ 20.8%	2,814,500	△ 67,768	△ 293
水使用量(m ³) 削減率	174,081	148,143 △ 14.9%	117,883 △ 32.3%	56,198	△ 14,076	△ 9
冷暖房用燃料(kl) 削減率	653	619 △ 5.6%	482 △ 26.5%	172	△ 17,443	△ 139
一般公用車燃料(kl) 削減率	777	727 △ 6.5%	718 △ 7.6%	59	△ 6,143	△ 38
廃棄物総発生量(t)※2 削減率	1,267	1,026 △ 19.0%	911 △ 28.1%	356	△ 20,172	△ 86
リサイクル率	42.7%		81.8%			
(焼却・埋立量(t))	(726)		(166)			
用紙類(t) 削減率	496	361 △ 27.2%	354 △ 28.6%	142	△ 24,158	△ 173
小計					△ 149,759	
消耗品購入総額(千円) (用紙類を除く) 削減率	1,635,088	1,458,498 △ 10.8%	1,022,061 △ 37.1%	613,028	△ 613,028	—
合計	—	—	—	—	△ 762,787	△ 737

項目別 対10年度削減状況



注) グラフ中の数値は、10年度を100とした場合の相対値

コメント

1. 環境目標の達成状況等について

(1) 環境目標の達成状況 (1)

すべての削減目標について、平成13年度の目標を達成することができました。

(2) 廃棄物について (2)

廃棄物の分別を徹底した結果、全県庁でのリサイクル率は81%となりました。
なお、本庁でのリサイクル率は91%です。

(3) 経費節減額 (3)

電力・水・冷暖房用等燃料・一般公用車燃料・廃棄物及び用紙類の削減量を経費に換算すると、約1億5千万円の節減となりました。
(電力については、新規増設分を含んだ場合でも、削減量を経費に換算すると約3千万円節減され、その削減率は8.8%でした。)

消耗品の効率的な購入や再使用に伴う経費節減効果は、約6億1千万円でした
(但し、用紙類を除いた金額です)。

経費節減効果全体では、約7億6千万円でした。また、平成11年度から13年度までの3年間の経費節減効果は、約16億円でした。

(4) CO2低減量 (4)

電力使用量等の削減により、地球温暖化の主要原因物質であるCO2の削減は、737ト
と推計されます。この低減量は、約194,000本の50年生スギが1年間に吸収する量に相当します。

2. 環境配慮を検討した公共事業

平成13年度に環境調整システム等により事業計画の段階から環境への負荷の低減等について検討した公共事業は次の5事業でした。

なお、環境管理監会議で審議された結果、全ての事業について計画案どおり了承されました。

主要地方道 四日市多度線道路改良事業
主要地方道 伊勢南島線整備事業
主要地方道 青山美杉線道路改良事業
一般国道(古江~賀田バイパス)道路改築事業
三重県美術館増改築工事

また、再生材を利用した公共事業は867事業でした。

3. エコイベントの実施状況

イベントの環境配慮システムである「エコイベントシステム」は、43件のイベントや集会で取り入れられ、そのうち次の9イベントが優良事例として表彰されました。

MIE・みんなで創る環境フェア2001 四日市港まつり
三重県高校生テクノドリームフェア 近畿府県合同防災訓練・啓発展示コーナー
第14回全国スポーツ・レクリエーション祭
第55回全国お茶まつり21世紀記念大会
海山町快適環境フェア
(財)三重県国際交流財団10周年フェスタ
七里御浜じゃリンピック2002

平成13年度 ISO14001個人アンケート集計結果


庁舎名	電力使用量の削減活動								水の削減活動	廃棄物の削減活動						
	昼休みの消灯	昼休みのコピー機等の電源オフ	個人用パソコンの蓋閉じ	退庁時の消灯・パソコンの電源オフ	退庁時のプリンター等の電源オフ	ノー残業デーの徹底	上り2階差・下り3階差以内の階段利用	夏期の一定期間夏のエコスタイルを実施する	手洗い等での節水の励行	コピー機使用後のリセット	ミスコピー紙等の裏面利用	庁内LAN利用によるペーパーレス化	詰め換え可能な文具の購入	リサイクルカッターによる備品・消耗品の再利用	報告書等の必要最少部数の作成	不要な配送物の発送中止の伝達
本庁	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###
桑名	46	45	47	49	49	46	49	49	48	48	45	44	50	46	46	43
四日市	47	47	46	50	49	47	49	50	48	48	45	45	47	48	47	46
鈴鹿	48	48	48	49	49	47	49	50	48	48	43	44	48	47	47	42
津	47	45	46	49	49	45	47	49	47	48	45	43	47	47	44	44
松阪	49	46	47	49	49	46	49	50	48	48	45	43	48	44	44	40
南勢志摩	49	44	46	49	48	46	48	49	48	48	43	41	46	42	42	36
伊賀	49	45	46	49	49	46	48	50	47	48	46	44	49	48	46	44
紀北	49	42	47	50	50	46	49	50	48	49	46	44	50	48	47	46
紀南	49	45	45	49	49	43	49	49	48	48	45	44	44	41	47	41
全体平均	48	45	46	49	49	46	48	49	48	48	45	44	48	46	46	43

庁舎名	廃棄物の分別・資源化活動			用紙類の削減活動		グリーン購入の活動			公用車燃料の削減活動			マイカー通勤の自粛活動	平均	
	リサイクルボックスによる分別・資源化の徹底	大型シュレッダーによる紙ごみの資源化の徹底	個人用ごみ箱の撤廃	両面コピーの徹底	会議等での封筒配付の廃止	環境ラベリング対象品の購入の徹底	古紙配合率の高い用紙類の購入	印刷物への古紙配合率と白皮色の表示	古紙配合率40~70%以上の再生紙による印刷物の作製	アイドリングストップの徹底	出張時の公共交通機関の利用	公用車の点検・整備・経済運転の励行		通勤距離2km未満のマイカー通勤の自粛
本庁	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###	###
桑名	47	*	49	43	48	50	50	43	44	46	45	44	46	###
四日市	49	*	50	44	48	48	48	47	48	47	44	46	45	###
鈴鹿	48	*	50	44	48	48	48	47	48	47	42	46	48	###
津	47	*	49	44	47	47	49	48	48	44	43	44	46	###
松阪	48	44	50	43	47	49	49	47	48	46	38	43	47	###
南勢志摩	46	44	49	41	45	46	47	43	44	44	40	44	39	###
伊賀	48	47	*	45	48	49	49	50	49	46	42	45	42	###
紀北	48	48	50	44	48	50	50	49	50	47	29	44	44	###
紀南	48	47	50	45	48	45	46	45	46	45	39	45	48	###
全体平均	48	46	50	44	48	48	49	47	47	46	41	45	45	###

庁舎名	電力使用量の削減活動							水の削減活動	廃棄物の削減活動							
	昼休みの消灯	昼休みのコピー機等の電源オフ	個人用パソコンの蓋閉じ	退庁時の消灯・パソコンの電源オフ	退庁時のプリンター等の電源オフ	ノー残業デーの徹底	上り2階差・下り3階差以内の階段利用	夏期の一定期間夏の節水の励行	手洗い等での節水の励行	コピー機使用後のリセット	ミスコピー紙等の裏面利用	庁内LAN利用によるペーパーレス化	詰め換え可能な文具の購入	リサイクルによる備品・消耗品の再利用	報告書等の必要最少部数の作成	不要な配送物の発送中止の伝達

備考

空欄は、報告無し 「*」は、該当なし

 は、「4」未満

個人アンケートチェック基準

自己評価の目安	評価点
徹底して実行できた(100%)	5
ほぼ実行できた(80%以上)	4
概ね実行できた(60%以上)	3
時々実行できた(40%以上)	2
あまり実行できなかった(40%未満)	1
実行できなかった	0
該当しない	*

みえ・グリーン購入基本方針

平成13年10月1日

21世紀の環境を創造するためには、従来のライフスタイルを変更し、環境への負荷の少ない持続可能な社会に変えていくことが必要です。三重県では、県自らの環境負荷を低減させるため「みえ・グリーン購入指針」を策定するとともに、購入から廃棄に至る総合的なシステムを構築し、県のすべての組織でグリーン購入に取り組んできました。この取り組みをさらに拡充・発展させ、県自らが消費者としてグリーン購入の意義を再認識し、持続的発展が可能な循環型社会を構築するため「みえ・グリーン購入基本方針」を定めます。

1. 基本的な考え方

物品等の使用量の節減、有効利用に努めることを第一とし、購入にあたっては環境への負荷の少ない製品やサービスを優先的に購入するため、次の原則により取り扱うこととします。

(1) 必要性考慮の原則

購入する前に必要性を十分に考え、購入する場合は必要最小限の数量とします。

(2) ライフサイクル考慮の原則

- 物品等の調達にあたっては、資源採取から廃棄までの物品等のライフサイクル全体について考慮します。
- 物品等は適正使用・長期使用するとともに、廃棄にあたっては分別廃棄等に留意します。
- 購入に際しては、環境に優しい製品やサービス等を優先的に購入することとし、次の要件に基づき物品等を判断します。

長期間の使用が可能なもの

再生素材や再使用部品を使用しているもの

リサイクルや分別廃棄が容易なもの

廃棄時に環境負荷がより少ないもの

省資源・省エネルギー設計等環境保全に寄与することが大きなもの

- 公共工事に係る資材については、長期にわたる安全性や機能の確保に留意します。

(3) 事業者環境配慮の原則

事業者の選定にあたっては、ISO14001等の環境マネジメントシステムの導入により適切な環境管理を行っていることや、情報を公開していることも考慮します。また、事業者に対し、環境保全活動への積極的な取り組みを働きかけます。

2．対象物品等及び対象組織

県が調達する物品、公共工事（県が行う建築及び土木等すべての工事）及び役務を対象とし、県のすべての組織（企業庁、病院事業庁、県警察、県立学校、各種委員会を含む。）において取り組みます。

3．基本調達品目及びその判断基準

県が調達する基本的な品目(以下「基本調達品目」という。)とその判断基準は、「環境物品等*の調達方針」(以下「調達方針」という。)に定めます。

4．運用方法

- (1) グリーン購入の運用管理はISO14001環境マネジメントシステムに基づいて行います。なお、ISO14001の認証を取得していない組織においては、同システムに準じて行います。
- (2) 毎年度の調達方針は、物品等の開発・普及状況を勘案のうえ三重県環境保全推進会議で決定します。
- (3) グリーン購入の実績は、各年度の調達方針に基づいて公表します。

*「環境物品等」とは、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（第2条）に定める次の各号のいずれかに該当する物品又は役務をいう。

- 1 再生資源その他の環境への負荷（環境基本法（平成5年法律第91号）第2条第1項に規定する環境への負荷をいう。以下同じ。）の低減に資する原材料又は部品
- 2 環境への負荷の低減に資する原材料又は部品を利用していること、使用に伴い排出される温室効果ガス等による環境への負荷が少ないこと、使用後にその全部又は一部の再使用又は再生利用がしやすいことにより廃棄物の発生を抑制することができることその他の事由により、環境への負荷の低減に資する製品
- 3 環境への負荷の低減に資する製品を用いて提供される等環境への負荷の低減に資する役務

環境調整システム適用対象事業一覧表

番号	開発事業の種類	対象規模	時期	
1	道路の整備事業	(1)道路(農・林道及び県代行道路含む。)の新設(既存の道路を拡幅、改修する場合を除く。)及び街路の整備	道路の新設又は街路の整備の延長が1km以上であるもの	路線を決定する前
		(2)道路の沿道における施設の整備事業	事業区域の面積が1ha以上であるもの	位置、区域を決定する前
2	河川・ダム等の整備事業	(1)河川の整備及び改修事業	河川整備計画の延長が1km以上であるもの	河川整備計画を決定する前
		(2)河川改修等と併せて行う施設の整備及び河川空間の整備事業	事業区域の面積が1ha以上であるもの	
		(3)ダム(砂防、治山、防災及び発電専用ダムを除く。)の新築事業	湛水面積が1ha以上であるもの	
		(4)ダム改修と併せて行う施設の整備事業	事業区域の面積が1ha以上であるもの	ダム周辺環境整備基本計画を決定する前
		(5)砂防事業(ダムの新築事業又は渓流護岸整備事業。渓流環境整備計画の策定を要しないものを除く。)	全てのもの	渓流環境整備計画を決定する前
		(6)堰の新築事業	湛水面積が1ha以上であるもの	河川整備計画を決定する前
3	海岸の整備事業	海岸保全施設整備事業及び海岸環境整備事業(局部改良、補修を除く。)	全てのもの	基本設計を完了する前
4	公有水面の整備事業	公有水面の埋立及び干拓事業	事業区域の面積が0.5ha以上であるもの	港湾事業のうち重要港湾にあっては港湾計画を策定する前、その他の港湾にあっては基本設計を行う前。 漁港整備事業にあっては事業区域を決定する前
5	港湾の整備事業	港湾の整備事業及び漁港漁場整備事業(泊地の整備を含む。ただし、航路泊地の維持、浚渫を除く。また、漁港漁場整備事業にあっては漁場環境保全事業を除く。)	事業区域の面積が0.5ha以上であるもの	重要港湾にあっては港湾計画を決定する前、その他の港湾にあっては基本設計を行う前。 漁港漁場整備事業にあっては事業区域を決定する前

番号	開発事業の種類		対象規模	時期
6	森林の整備事業	治山事業	事業区域の面積が1ha以上であるもの	事業区域を決定する前
7	公園の整備事業	(1)都市公園、森林公園（県民の森を含む。）及び農村公園の整備事業	事業区域の面積が1ha以上であるもの	都市公園、森林公園にあつては基本計画を決定する前。 農村公園にあつては事業施行申請公告の前
		(2)自然公園等施設の整備事業	事業区域の面積が1ha以上であるもの	実施計画を決定する前
8	下水道の整備事業	流域下水道終末処理場の新設事業	全てのもの	基本構想を決定する前
9	水道の整備事業	浄水場（ポンプ所、調圧水槽、配水タンク、取水所及び導水所の設置を含む。）の新設事業（工業用水を含む。）	事業区域の面積が1ha以上であるもの	浄水場の位置を決定する前
10	農業農村の整備事業	(1)農用地の開発事業	事業区域の面積が1ha以上であるもの	開発事業計画を決定する前
		(2)ほ場の整備事業	事業区域の面積が1ha以上であるもの	ほ場整備計画を決定する前
		(3)かんがい排水施設の整備事業	用水路の延長が1km以上であるもの（ただし改修を除く）	整備計画を決定する前
		(4)ため池の新築事業	貯水面積が1ha以上であるもの	位置、区域を決定する前
		(5)防災ダムの新築事業	湛水面積が1ha以上であるもの	
11	発電所の整備事業	(1)ごみ固形燃料発電所の新設及び増設事業	全てのもの	発電所の計画地点を決定する前
		(2)水力発電所（変電所、鉄塔、配電線を含む。）の新設事業	全てのもの	
12	建物の建設事業	建物の建築（同一敷地内の移転を除く。）事業	延べ床面積の合計が2000㎡以上であるもの	位置、区域を決定する前
13	用地の整備事業	用地の造成事業	事業区域の面積が1ha以上であるもの	位置、区域を決定する前
14	その他	年度ごとに対象事業がない開発事業の種類にあつては、対象規模未満の事業のうち最も規模が大きいと考えられる事業で部会長が必要と認めるもの		

資料編

三重県庁の行政組織図

